

改定後	現行															
<h2>第5章 排水施設に関する基準</h2>	<h2>第5章 排水施設に関する基準</h2>															
<p>【政令】（略）</p>	<p>【政令】（略）</p>															
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>															
<h3>2 排水施設の構造（令第13条）</h3>	<h3>2 排水施設の構造（令第13条）</h3>															
<p>排水施設の構造は、前項各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、令第13条各号に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 排水施設の断面積は、次の算式により算定した最大計画雨水流出量を支障なく流下させることができるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$ </div>	<p>排水施設の構造は、前項各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、令第13条各号に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 排水施設の断面積は、表8に掲げる数値及び算式により計画雨水流出量を定めて決定すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">排水面積</th> <th style="text-align: center;">計画雨水流出量算定式</th> <th style="text-align: center;">地表平均勾配S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1ヘクタール未満</td> <td style="text-align: center;"> $Q_R = R \cdot C \cdot A$ $= 0.1667 \cdot C \cdot A$ </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1ヘクタール以上 3ヘクタール未満</td> <td style="text-align: center;"> $Q_R = R \cdot C \cdot A \cdot (S/A)^{1/6}$ $= 0.1667 \cdot C \cdot A^{5/6}$ </td> <td style="text-align: center;">S = 0.1パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3ヘクタール以上 20ヘクタール未満</td> <td style="text-align: center;"> $Q_R = R \cdot C \cdot A \cdot (S/A)^{1/6}$ $= 0.29385 \cdot C \cdot A^{5/6}$ </td> <td style="text-align: center;">S = 3パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20ヘクタール以上</td> <td style="text-align: center;"> $Q_R = C \cdot I \cdot A / 360$ $= 0.002778 \cdot C \cdot I \cdot A$ </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	排水面積	計画雨水流出量算定式	地表平均勾配S	1ヘクタール未満	$Q_R = R \cdot C \cdot A$ $= 0.1667 \cdot C \cdot A$		1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	$Q_R = R \cdot C \cdot A \cdot (S/A)^{1/6}$ $= 0.1667 \cdot C \cdot A^{5/6}$	S = 0.1パーセント	3ヘクタール以上 20ヘクタール未満	$Q_R = R \cdot C \cdot A \cdot (S/A)^{1/6}$ $= 0.29385 \cdot C \cdot A^{5/6}$	S = 3パーセント	20ヘクタール以上	$Q_R = C \cdot I \cdot A / 360$ $= 0.002778 \cdot C \cdot I \cdot A$	
排水面積	計画雨水流出量算定式	地表平均勾配S														
1ヘクタール未満	$Q_R = R \cdot C \cdot A$ $= 0.1667 \cdot C \cdot A$															
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	$Q_R = R \cdot C \cdot A \cdot (S/A)^{1/6}$ $= 0.1667 \cdot C \cdot A^{5/6}$	S = 0.1パーセント														
3ヘクタール以上 20ヘクタール未満	$Q_R = R \cdot C \cdot A \cdot (S/A)^{1/6}$ $= 0.29385 \cdot C \cdot A^{5/6}$	S = 3パーセント														
20ヘクタール以上	$Q_R = C \cdot I \cdot A / 360$ $= 0.002778 \cdot C \cdot I \cdot A$															

(備考) 1 Q及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q：最大計画雨水流出量 (m³/sec)

A：排水面積 (ha)

2 Cは、流出係数を表すものとし、用途地域等ごとに次表のとおりとする。

なお、当該用途地域等が混在する場合は、当該用途地域等ごとの面積の加重平均を用いて求めた係数を流出係数とする。

用途地域等	流出係数
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	0.70
近隣商業地域又は商業地域	0.80
準工業地域、工業地域又は工業専用地域	0.60
市街化調整区域	0.40

3 Iは、流達時間内の降雨強度を表すものとし、第1号又は第2号に定めるとおりとする。

(1) 自然排水区域（次号に規定するポンプ排水区域以外の自然流下による排水が可能な区域をいう。）

$$I=880 / (t_c^{0.65} + 4.4)$$

(2) ポンプ排水区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた横浜市公共下水道事業計画で定めるポンプによる強制的な排水を要する区域をいう。）

(備考) 1 この表において、Q_R、R、A、S及びIは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_R 計画最大雨水流出量 (m³/sec)

R 実験式の降雨強度 (0.1667m³/sec/ha)

A 排水面積 (ha)

S 地表平均勾配 (%)

I 降雨強度 (mm/hr) = a / (t_c^N + b)

a, b, N 降雨強度公式の定数

t_c 流達時間 (min)

2 この表において、Cは、流出係数を表すものとし、用途地域等ごとに次表のとおりとする。

なお、用途地域等が混在する場合は、地域別の面積の加重平均を用いて求めた係数を総合流出係数として採用する。

用途地域等	流出係数
住宅系地域	0.70
商業系地域	0.80
工業系地域	0.60
市街化調整区域	0.50

表8 (排水施設の構造)

$$I=1,452/(t^{0.70}+7.5)$$

(3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

I : 流達時間内の降雨強度 (mm/hr)

t : 流達時間 (min)

$$t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$$

t_e : 流入時間 (5分)

L_i : 管渠延長 (m)

V_i : 設計流速 (m/sec)

(2)～(6) (略)

排水施設の構造に関する規定は、本市の法施行細則第18条で規定されています。

【施行期日等】

1 施行期日

改定後の排水施設の構造基準の施行日は、平成25年2月1日です。

2 経過措置

(1) 改定後の排水施設の構造基準は、施行日以後に行った宅地造成等規制法（以下「法」という。）第8条第1項本文許可又は法第12条第1項の変更の許可に適用し、施行日以前に行った法第8条第1項本文の許可又は法第12条第1項の変更の許可については、なお、従前の例によります。

(2) 前号にかかわらず、施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項の同意の申請（以下「同意申請」という。）又は条例第20条第1項本文の変更の同意の申請（以下「変更同意申請」という。）を行い、それらの同意を得た開発事業の計画に係る法第8条第1項本文の許可又は法第12条第1項の変更の許可については、改定前の排水施設の構造基準は、なお、その効力を有します。

3 開発事業計画の同意基準協議申請の取扱い

横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項の同意の申請又は条例第20条第1項本文の変更の同意の申請前に、取扱いとして開発

(2)～(6) (略)

排水施設の構造に関する規定は、本市の法施行細則第18条で規定されています。

事業計画の同意基準協議申請書又は変更同意協議申請書の提出を求めています、施行日前に、この同意基準申請書又は変更同意協議申請書の提出を行ったものは、同意の申請又は変更の同意の申請を行ったものとみなし、第2項第2号の経過措置を適用します。

3 (略)